

兵庫県公報

平成21年6月26日 金曜日 第2093号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	2
告 示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（社会援護課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○ 救急病院の認定（医務課）	6
○ 平成22年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験の実施（同）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	9
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	10
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	11
○ 造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部改正（林務課）	11
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	12
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	13
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	13
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	14
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	15
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	18
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	19
○ 同 上（同）	19
○ 道路の区域の変更、供用開始等（同）	19
○ 同 上（同）	20
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	20
県議会事務局公告	
○ 落札者等の公示	22
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	22
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	23
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	24
公安委員会規則	
○ 警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則の一部を改正する規則	24
正 誤	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第15号外中	26
○ 同 上	27

公布された法令のあらまし

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第47号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正に伴い、字句の整理を行うこととした。

●警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

警備業法第17条第1項の護身用具の携帯に関する基準が改められたことに伴い、警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関し、所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第47号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項18(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 歯科技工士国家試験手数料
- (2) 歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料

附 則

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第750号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
虹のサービス	尼崎市水堂町3-6-20	有限会社虹のサービス	訪問介護、介護予防訪問介護	平成20年5月27日
合資会社ケアスタッフサービス	同 市西難波町2-18-12	合資会社ケアスタッフサービス	同 上	同 年9月24日
介護支援センター蓮	同 市西昆陽3-24-4	有限会社アサンテ	同 上	同 年10月1日
特別養護老人ホームカラー尼崎	同 市口田中1-16-2	社会福祉法人甲有会	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同 年11月1日
イリヤ福祉サービス	同 市戸ノ内町3-32-16	株式会社昇栄	介護予防訪問介護	平成21年2月1日
医療法人社団輝会北村クリニック	同 市塚口町6-20-13	医療法人社団輝会	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	同
ウィルライフあかし	明石市大久保町大窪1786-1 ファンハイツ202	有限会社ウィル	訪問介護、介護予防訪問介護	平成20年1月1日

まついクリニック	同 市大明石町1-3-3エ スポワ明石3F・4F	医療法人社団まついク リニック	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	同 年11月1日
株式会社ふたば薬局	同 市大久保町大窪1378-1	株式会社ふたば薬局	同 上	同 年12月29日
ホームヘルプステー ションいるか	同 市藤江1045-8-101	株式会社ホームヘルプ ステーションいるか	訪問介護、介護予防 訪問介護	平成21年1月1日
恵泉総合ケアセンター 魚住事業所	同 市魚住町清水115-1	社会福祉法人明石恵泉 福祉会	同 上	同 年2月1日
居宅介護支援事業所き ずな	同 市朝霧山手町22-10	株式会社朋	居宅介護支援	同
清華苑ケア・ガイドス テーション	同 市東仲ノ町3-25アスピ ア明石東館2F	社会福祉法人三幸福社 会	同 上	同
デイハウスあすなる	伊丹市昆陽6-45	有限会社あすなる	通所介護、介護予防 通所介護	平成20年10月1日
居宅介護サービスえす ぷり	同 市荒牧南1-1-1	有限会社えすぷり	居宅介護支援	平成21年1月19日
在宅介護サービスえす ぷり	同 上	同 上	訪問介護、訪問入浴 介護、介護予防訪問 介護	同
陽だまりの家	同 上	同 上	通所介護	同
魚橋病院	相生市若狭野町若狭野235- 26	医療法人社団平田クリ ニック	訪問リハビリテーシ ョン、居宅療養管理 指導、介護予防訪問 リハビリテーシ ョン、介護予防居宅療 養管理指導	平成20年1月26日
たつの市社会福祉協 議会ヘルパーステーシ ョン	たつの市龍野町富永410-2 たつの市はつらつセンター	社会福祉法人たつの市 社会福祉協議会	介護予防訪問介護	同 年11月1日
ことぶきケアプランセ ンター	同 市龍野町堂本449-15	有限会社ことぶき介護 サービス	居宅介護支援	平成21年1月15日
有限会社ことぶき介護 サービス	同 上	同 上	訪問介護、介護予防 訪問介護	同
あっぷる多機能みつ	たつの市御津町釜屋313-1	株式会社あっぷる	小規模多機能型居宅 介護、介護予防小規 模多機能型居宅介護	平成21年2月1日
居宅介護支援事業所ほ のか	同 市神岡町東嶺崎543	社会福祉法人桑の実園 福祉会	居宅介護支援	同 月3日
膳齒科医院	宝塚市南口2-11-8	膳 努	居宅療養管理指導、 介護予防居宅療養管 理指導	平成20年9月1日
やなかクリニック	同 市川面4-9-5	谷 仲 陽 二	同 上	同 年11月1日
かわもフレンド薬局	同 市川面4-9-6	株式会社フロンティア	同 上	同 年12月1日
大西医院	同 市泉町21-3	大 西 修	同 上	平成21年1月1日
さんしろう歯科医院	三木市大村163ジャスコ新三 木店2F	弘 田 三四郎	同 上	平成20年12月17日
福祉の店タミズ	高砂市中島1-6-5	株式会社タミズ	介護予防福祉用具貸 与	平成21年1月1日
みなはなケアマネジメ ント	川西市寺畑1-6-11	有限会社みなはな	居宅介護支援	同
川西介護サービス	同 市多田桜木2-3-28	有限会社Dガレージ	同 上	平成21年2月6日

通所介護事業所まどいせんーあびき	加西市網引町828ー1	合同会社まどいせん	通所介護、介護予防通所介護	同 年1月15日
あいの手。	丹波市市島町上田269ー2	有限会社ジービーライフ	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	同 年2月1日
プチケア	同 市柏原町柏原1486ー2	有限会社協和メディカル	訪問介護、介護予防訪問介護	同
同 上	同 上	同 上	居宅介護支援	同
せいき医院	淡路市志筑1631	清 木 孝 祐	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成20年11月14日
せいれい訪問看護ステーション淡路	同 市浜1ー45	社会福祉法人聖隷福祉事業団	訪問看護、介護予防訪問看護	同 年12月13日
地域密着型介護老人福祉施設ヴィラー宮	同 市高山字岡甲432ー3	社会福祉法人幸仁会	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	同 月26日
仲上アイクリニック	同 市岩屋978ー1	医療法人社団明視会	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成21年1月5日
多可町立松井庄診療所	多可郡多可町加美区寺内251	多可町長	訪問看護、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成20年10月1日
ケアプランひまわり	揖保郡太子町黒岡12ー12	K e m t 合同会社	居宅介護支援	同 年12月25日



兵庫県告示第751号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
魚橋病院	相生市若狭野町若狭野235ー26	開設者名称	医療法人社団平田クリニック	医療法人社団魚橋会	平成20年9月1日
ケアサポートみなはな	川西市寺畑1ー6ー12	住所表示	川西市南花屋敷4ー14ー10	川西市寺畑1ー6ー12	平成21年1月1日
南あわじ市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	南あわじ市市市345ー1	同 上	南あわじ市市福永345ー1	南あわじ市市市345ー1	平成18年11月1日
南あわじ市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	同 上	同 上	同 上	同 上	同

南あわじ市社会福祉協議会訪問介護事業所	同 上	同 上	同 上	同 上	同
---------------------	-----	-----	-----	-----	---

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	廃止年月日
渡部耳鼻咽喉科医院	尼崎市南武庫之荘1-14-9	渡 部 俊	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成14年8月31日
ヘルパーステーションまごころ	同 市武庫之荘5-16-38	有限会社ケアライフ	訪問介護、介護予防訪問介護	平成19年3月31日
虹のサービス	同 市西川2-35-10	有限会社虹のサービス	同 上	平成20年5月26日
合資会社ケアスタッフサービス	同 市南武庫之荘5-17-32-205	合資会社ケアスタッフサービス	同 上	同 年9月23日
介護支援センター蓮	同 市西昆陽3-24-15-201	有限会社アサンテ	訪問介護	同 月30日
ウィルライフあかし	明石市魚住町清水2059-4 栄ビル2F	有限会社ウィル	訪問介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防特定福祉用具販売	平成19年12月31日
株式会社ふたば薬局	同 市大久保町大窪1373-1	株式会社ふたば薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成20年12月28日
居宅介護サービスえすぷり	伊丹市荒牧2-2-13	有限会社えすぷり	居宅介護支援	平成21年1月18日
在宅介護サービスえすぷり	同 上	同 上	訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護	同
陽だまりの家	伊丹市荒牧2-2-14	同 上	通所介護	同
魚橋病院	相生市若狭野町若狭野235-26	魚 橋 武 司	短期入所療養介護、介護療養型医療施設	平成19年4月30日
ことぶきケアプランセンター	たつの市新宮町芝田358	有限会社ことぶき介護サービス	居宅介護支援	平成21年1月14日
有限会社ことぶき介護サービス	同 上	同 上	訪問介護、介護予防訪問介護	同
膳歯科医院	宝塚市南口2-14-3	膳 努	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成20年8月31日
大西医院	同 市泉町21-3	大 西 幸 次	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	同 年12月31日
篠山すみれ園デイサービスセンター	篠山市今田町釜屋35	社会福祉法人すみれ福祉会	通所介護	平成21年1月9日
丹寿荘居宅介護支援事業所	丹波市市島町市島101-1	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	居宅介護支援	平成19年9月30日
せいれい訪問看護ステーション淡路	淡路市岩屋27	社会福祉法人聖隷福祉事業団	介護予防訪問看護	平成20年12月12日

仲上アイクリニック	同 市岩屋978-1	仲 上 徳 子	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成21年1月4日
福崎町居宅介護支援事業所	神崎郡福崎町西田原1397-1	福崎町長	居宅介護支援	平成20年3月31日
訪問入浴サービスサルビア	同 郡同 町大貫580	社会福祉法人円融会	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	同 年4月1日

3 休止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	休止年月日
社団法人兵庫県看護協会明石キャンパス訪問看護ステーション	明石市北王子町13-71兵庫県立大学地域ケア開発研究所内	社団法人兵庫県看護協会	訪問看護	平成20年12月31日
社団法人兵庫県看護協会居宅支援明石キャンパス	同 上	同 上	居宅介護支援	同



兵庫県告示第752号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称 国家公務員共済組合連合会 六甲病院
 所 在 地 神戸市灘区土山町5番1号
 認 定 年 月 日 平成21年5月9日
 認定の有効期限 平成24年5月8日



兵庫県告示第753号

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）第12条第2項の規定により、平成22年度兵庫県立総合衛生学院の入学試験を次のとおり実施する。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験期日、科目等

学 科	募集人員	修業年限	受 験 資 格	試験期日	試 験 科 目
助産学科	一般 13名程度	1年	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条各号のいずれかに該当する女子（本学院入学時において該当する見込みの者を含む。）	1 第1次試験 平成22年1月12日（火）午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月13日（水）午前9時30分から	1 第1次試験（学科試験） (1) 専門分野 (2) 教養科目 ア 国語（古文・漢文を除く。） イ 英語 2 第2次試験

					(第1次試験合格者に限る。) (1) 小論文 (2) 面接
	社会人 7名程度	1年	看護師として県内の産科を有する同一施設で3年以上業務に従事している者 (本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) 本学院卒業後、県内に勤務する予定の女子	1 第1次試験 平成22年1月12日(火)午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月13日(水)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) 専門分野 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
看護学科 2年課程 (全日制)	推薦 12名程度	2年	県内の准看護師養成所を平成22年3月卒業見込みの者のうち、高等学校を卒業している者で、当該養成所長の推薦した者 准看護師養成所の成績が学科目の平均点80点以上または「優」が65%以上の者 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者 本学院入学時において、准看護師免許を取得している見込みの者	平成21年11月16日(月)午前9時30分から	1 書類審査 2 小論文 3 面接
	一般 28名程度	2年	准看護師として3年以上業務に従事している者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当該免許を取得している見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成22年1月14日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月15日(金)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 専門基礎科目、 専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(古文・漢文を除く。) イ 数学I 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
看護学科 2年課程 (定時制)	一般 24名程度	3年	准看護師として3年以上業務に従事している者又は学校教育法第90条第1項の規定に該当する(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)准看護師(本学院入学時において当	1 第1次試験 平成22年1月14日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月15日(金)午前	1 第1次試験(学科試験) (1) 専門基礎科目、 専門科目(准看護師試験に準ずる。) (2) 教養科目 ア 国語(古文・

			該免許を取得している見込みの者を含む。)	9時30分から	漢文を除く。) イ 数学 I 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
	社会人 16名程度	3年	准看護師として県内の施設で3年以上業務に従事している者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。) 本学院卒業後、県内に勤務する予定の者 平成22年4月1日現在で23歳以上である者	1 第1次試験 平成22年1月14日(木)午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月15日(金)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) 専門基礎科目、専門科目(准看護師試験に準ずる。) 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接
歯科衛生学科	推薦 20名程度	3年	県内の高等学校又は中等教育学校を平成22年3月卒業見込みで当該学校長の推薦した者 調査書の学習成績概評がB段階以上の者 合格した場合、必ず本学院に入学し、卒業後、県内に勤務する予定の者	平成21年11月16日(月)午前9時から	1 書類審査 2 小論文 3 面接
	一般 20名程度	3年	学校教育法第90条第1項の規定に該当する者(本学院入学時において該当する見込みの者を含む。)	1 第1次試験 平成22年1月12日(火)午前9時30分から 2 第2次試験 平成22年1月13日(水)午前9時30分から	1 第1次試験(学科試験) (1) 国語(古文・漢文を除く。) (2) 英語 2 第2次試験 (第1次試験合格者に限る。) 面接

2 試験場所

神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

3 受験手続

(1) 提出書類

入学願書(兵庫県立総合衛生学院において平成21年7月10日(金)から同年12月11日(金)まで配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に、(4)の受験料(定額小為替)を添えて、簡易書留で郵送すること。

(2) 提出期間(いずれも提出期間最終日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

学 科	区分	提出期間
助産学科	一般	平成21年12月1日(火)から同月11日(金)まで
	社会人	同 上

看護学科 2年課程(全日制)	推薦	平成21年11月 2日(月) から同月 6日(金) まで
	一般	平成21年12月 1日(火) から同月11日(金) まで
看護学科 2年課程(定時制)	一般	同 上
	社会人	同 上
歯科衛生学科	推薦	平成21年11月 2日(月) から同月 6日(金) まで
	一般	平成21年12月 1日(火) から同月11日(金) まで

(3) 提出先

〒653-0052 神戸市長田区海運町7丁目4番13号 兵庫県立総合衛生学院

(4) 受験料

2,200円(定額小為替)

4 受験についての問い合わせ先

兵庫県立総合衛生学院

電話 (078) 733-6611 (代表)



兵庫県告示第754号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市岩岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	佐 野 忠 男	神戸市西区岩岡町岩岡1173番地
同	安 福 文 夫	同 市同区岩岡町岩岡1455番地の1
同	水 澤 靖 五	同 市同区岩岡町岩岡2229番地の74
同	竹 内 利 雄	同 市同区岩岡町岩岡2736番地
同	松 下 房 雄	同 市同区岩岡町岩岡2896番地の1
同	源 和 美	同 市同区竜が岡5丁目6番地の6
同	澤 田 恒 雄	同 市同区岩岡町西脇921番地の1
同	西 海 豊	同 市同区上新地2丁目13番地の5
同	竹 内 彰	同 市同区岩岡町古郷1308番地の2
同	木 村 淳	同 市同区岩岡町古郷1878番地
同	木 村 務	同 市同区岩岡町古郷2002番地
同	笹 尾 浩次郎	同 市同区岩岡町野中1015番地
同	青 木 好 孝	同 市同区岩岡町野中914番地
同	眞 砂 盛 人	同 市同区岩岡町野中1100番地の1
同	垣 田 美智明	同 市同区岩岡町野中1109番地
同	山 田 政 直	同 市同区岩岡町岩岡2560番地
監 事	池 田 聰	同 市同区岩岡町古郷1010番地
同	藤 田 福 由	同 市同区岩岡町岩岡1730番地の1
同	寺 田 郁 雄	同 市同区岩岡町野中44番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	平 田 吉 晴	神戸市西区岩岡町岩岡1771番地
同	佐 野 忠 男	同 市同区岩岡町岩岡1173番地
同	安 福 文 夫	同 市同区岩岡町岩岡1455番地の1

同	敦 見 一 雄	同	市同区岩岡町岩岡2139番地の1
同	吉 田 為 登	同	明石市大久保町谷八木123番地の2
同	源 和 美	同	神戸市西区竜が岡5丁目6番地の6
同	澤 田 恒 雄	同	市同区岩岡町西脇921番地の1
同	碓 永 輝 雄	同	市同区岩岡町古郷886番地
同	鳥 住 徳 重	同	市同区岩岡町古郷1092番地
同	木 村 淳	同	市同区岩岡町古郷1878番地
同	濱 口 正 博	同	市同区岩岡町古郷1988番地の1
同	笹 尾 幾 治	同	市同区岩岡町野中1032番地
同	青 木 好 孝	同	市同区岩岡町野中914番地
同	稲 穂 正 義	同	市同区岩岡町野中1106番地の1
同	吉 野 安 亮	同	市同区岩岡町野中727番地
同	寺 田 郁 雄	同	市同区岩岡町野中44番地の1
監 事	茨 木 正 勝	同	市同区上新地1丁目9番地の2
同	水 澤 靖 五	同	市同区岩岡町岩岡2229番地の74
同	青 木 猛	同	市同区岩岡町野中1176番地

2 味間土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

谷 後 悟

谷 後 正 明

福 佐 利 昭

田 中 寛

大 前 勝 巳

小 前 芳 彦

平 野 正 憲

齋 藤 定 博

谷 後 徹

住 所

篠山市味間北5番地

同 市味間北973番地1

同 市味間北1021番地1

同 市味間南823番地1

同 市味間南891番地

同 市味間南809番地1

同 市味間南820番地

同 市味間新394番地1

同 市味間北34番地

氏 名

谷 後 悟

谷 後 正 明

松 下 稔

平 野 正 憲

田 中 寛

大 前 勝 巳

平 野 久 昭

谷 後 徹

金 井 秀 一

住 所

篠山市味間北5番地

同 市味間北973番地1

同 市味間北988番地

同 市味間南820番地

同 市味間南823番地1

同 市味間南891番地

同 市味間南537番地1

同 市味間北34番地

同 市味間新229番地

兵庫県告示第755号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
中筋新川土地改良区	平成21年 6月11日

兵庫県告示第756号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成21年6月15日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業 (小規模)	安倉地区	平成21年6月26日から 同 年7月16日まで	宝塚市役所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 大規模	奥池地区	同 上	篠山市役所



兵庫県告示第757号

造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部を次のように改正する。

なお、改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成21年度の造林事業に係る補助金から適用する。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第2の1の(1)のアの(エ)のd中「Ⅲ～Ⅶ齡級の人工林（広葉樹林についてはⅢ～ⅩⅡ齡級）」を「Ⅲ～Ⅶ齡級（ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。なお、広葉樹林についてはⅢ～ⅩⅡ齡級とする。）の人工林」に改める。

第2の1の(1)のアの(オ)中「Ⅷ齡級以下（）」の右に「ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。なお、」を加える。

第2の1の(1)のイの(カ)のd中「Ⅲ～Ⅶ齡級（）」の右に「ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。なお、」を加える。

第2の1の(1)のイの(キ)を次のように改める。

(キ) 保育（天然更新型）

下層木の健全な成長の促進を目的として、原則としてa及びbにあつては下層木がⅧ齡級以下、cにあつては下層木がⅧ齡級以下（ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。なお、広葉樹林についてはⅩⅡ齡級以下とする。）の地表かき起こし等により発生した林木又は植栽木等について行う次の事業とする。

a 下刈

雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

b 雪起こし

雪压倒伏木の倒木起こしとする。

c 除・間伐

不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のウの(イ)のb中「森林法第5条第2項第4号の3」を「森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第4号の3」に改める。

第2の1の(3)のイ中「森林法施行令第11条第8号」を「同条第8号」に改め、「特定間伐等促進計画」の右に「(以下「特定間伐等促進計画」という。)」を加える。

第2の1の(4)のイ中「、森林法施行令」を「及び森林法施行令」に、「及び間伐等促進法に規定する」を「が事業主体である場合は0.5ヘクタール(特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合は0.1ヘクタール)、」に、「0.5ヘクタール」を「0.1ヘクタール」に改める。

第2の3の(1)のアの(エ)のd中「Ⅲ～Ⅶ齢級」の右に「(ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。)」を加える。

第2の3の(1)のアの(オ)中「Ⅷ齢級以下」の右に「(ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。)」を加える。

第2の3の(1)のイの(オ)のd中「Ⅲ～Ⅶ齢級」の右に「(ただし、地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。)」を加える。

第2の4の(3)中「(昭和26年法律第249号)」を削り、「受けた森林法第10条の11の8第2項」を「受けた同項」に改める。

第2の5の(6)中「森林施業計画」の右に「又は特定間伐等促進計画」を加える。

第7の(1)中「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」を「森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)」に改める。

第7の(13)の次に次のように加える。

- (14) 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において保育(植栽型)の除・間伐及び保育(天然更新型)のただし書の規定により事業を実施した場合、除・間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないこと。

別表の5中「(昭和30年法律第29号)」を「(明治30年法律第29号)」に改め、同表の12中「地すべり防止法」を「地すべり等防止法」に改め、同表の17中「都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第3条」を「都市緑地法(昭和48年法律第72号)第5条」に、「緑地保全地区内」を「緑地保全地域内」に改める。

様式第1号中「分収造林特別措置法(昭和33年法律第57号)第1条」を「分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第2条第1項」に改める。



兵庫県告示第758号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
神戸市垂水区海岸通4-37 井上 隆 同 市長田区駒ヶ林町3丁目2-7 尻池 巖	神戸市	神戸市漁業協同組合
姫路市飾磨区宮97 釣 勝 隆 同 市飾磨区今在家907 藤原 昭一	飾磨	飾磨漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成21年 6月26日から同年 7月10日まで
- (2) 縦覧場所 神戸市加入区 神戸市垂水区平磯3丁目1番10 神戸市漁業協同組合
飾磨加入区 姫路市飾磨区大浜30 飾磨漁業協同組合



兵庫県告示第759号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については、平成17年兵庫県告示第750号（付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成21年7月7日限りで消滅する。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 家島加入区
- 大津加入区



兵庫県告示第760号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、平成21年7月8日から発生する。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 家島加入区
- 大津加入区



兵庫県告示第761号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡新温泉町内山字何連424、432、433、433の1、字下山875から884まで、886から892まで、892の1
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字下山892（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐は択伐による。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所

豊岡市出石町奥山字井口1の3、44

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第763号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

豊岡市出石町日野辺字来谷30から35まで、47から50まで、字家ノ下404、414、417

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第764号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346の1

工場長 岩 崎 義 昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)	27号ヌ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)
---	---	-------------------------	-------------------------

能力	6,000m ³ /時		900m ³ /時		
工事着手予定年月日	許可後		同左		
工事完成予定年月日	着手後6箇月		同左		
使用開始予定年月日	完成後		同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		0時～24時 8時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	8～10	8～10	11	12
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	60	10	20
	浮遊物質 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0	2	0.3	1	

備考 汚水等は排水処理施設で中和剤として使用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年6月26日から同年7月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第765号

建設業法(昭和24年法律第100号)第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因となった事実	取消年月日
			区分	種類		
中外建設(株) 代片山 博章	神戸市東灘区御影石町 4-14-20	般-16 第103757号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成19年9月30日
(株)大貴 代石川 貴己	同 市同 区深江本町 3-8-22	特-19 第115056号	特定	左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年2月1日

三建工業(株) 代藤野 節雄	同 市同 区向洋町東 4-4-4	般・特-17 第100889号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年7月16日
日建工業(有) 代村上 忠正	同 市中央区下山手通 2-16-2	般-18 第112241号	一般	建築工事業、防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月11日
コスモ・ジャパン 代平沼 昌植	同 市同 区吾妻通6 -2-13	般-20 第114080号	一般	土木工事業、石工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月24日
(株)近畿工業 代高田 典子	神戸市兵庫区里山町 650	般・特-19 第102230号	一般	機械器具設置工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月2日
山本工務店 代山本 徳文	同 市北区鈴蘭台西町 1-12-5-203	般-19 第114981号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年1月31日
岩崎建設 代岩崎 正康	同 市垂水区下畑町字 真田215-1	特-18 第107610号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月1日
(有)岩田組 代岩田 和彦	同 市西区美賀多台7 -3-8	般-17 第109688号	一般	左官工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成19年4月27日
安藤電機工業 代安藤 和彦	同 市同区伊川谷町前 開1971	般-18 第110133号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年9月2日
(株)エイワ 代前岡 甫	尼崎市西長洲町3-3 -10	般-20 第217734号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年2月20日
(有)サンワ建設 代柳瀬 清	同 市大庄中通2-12	般-17 第214412号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
三井興産 代三井 重雄	同 市西立花町4-5 -41	特-18 第213859号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月11日
けんくん 代井本 満	同 市南武庫之荘3-17 -8	般-20 第217831号	一般	塗装工事業、防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
(株)ジョイロード 代渡邊 潤一	西宮市久保町12-19	般-19・20 第217634号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月5日
(株)荒木工務店 代荒木 貞夫	伊丹市森本8-26-2	特-19 第207209号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
白井組 代白井 勝大	宝塚市弥生町3-3	般-16 第216102号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月18日
(株)大喜組 代山本 晃	川西市西多田2-32-7	般-17 第210395号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月6日
(株)小笠原組 代高木 郷太郎	同 市山下町16-8	般-18 第200339号	一般	建築工事業、管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月9日
三陽建設(株) 代高山 広植	三田市下田中602-1	般・特-16 第300994号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月24日

光和興業 (代)山端 龍壽	加古川市新神野3-27-5-402	般-16 第403521号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、塗装工事業、内装仕上げ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
(株)里見工務店 (代)里見 富男	同 市野口町590-70	般-17 第406190号	一般	建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月14日
(株)アーバンテック (代)寺崎 保	同 市八幡町上西条1158-20	般・特-17 第405615号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月16日
上田土木(株) (代)上田 春美	加古郡稲美町和田162-1	般-17 第401922号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
(有)テクノハウス (代)梶 幸作	三木市末広1-3-3	般-17 第352629号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)中谷組 (代)中谷 俊朗	小野市片山町1069	般-19 第352025号	一般	土木工事業、管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年3月27日
竹中組 (代)竹中 正義	加東市社3	般-19 第353553号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月28日
(株)プログレ (代)藤城 忠彦	多可郡多可町八千代区中野間540	般-20 第353585号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月2日
山越保温工業 (代)山越 猛司	相生市千尋町19-39	般-18 第551525号	一般	熱絶縁工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月6日
(株)宮崎土木 (代)前川 佳寛	赤穂市福浦3300	般-18 第551201号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成20年3月31日
栄建築 (代)井上 一幸	同 市城西町15-5	般-17 第551325号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年1月6日
(株)小西工務店 (代)小西 利夫	同 市加里屋41-6	般・特-18・19 第550167号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年2月28日
大島建設 (代)大島 栄一	同 市加里屋101-2	般・特-16・19 第550930号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月2日
(有)高岸工業 (代)高岸 みどり	宍粟市山崎町高下428-1	般・特-19 第502385号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年1月20日
(有)あまみ (代)大谷 歩	同 市山崎町大沢471-3	般-18 第502804号	一般	大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
(株)大登工業 (代)大崎 晴五	同 市山崎町中広瀬15	般・特-18 第502211号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年2月13日
(株)大島組 (代)大島 理一	同 市波賀町谷131-1	般・特-17 第501828号	一般 特定	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月10日

㈱上野組 代)上野 宏章	佐用郡佐用町櫛田2073-1	般・特-19 第550334号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 2月28日
㈱中尾電化センタ- 代)中尾 正俊	同 郡同 町下徳久 1013-8	般-15 第551703号	一般	電気通信工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 3月12日
大石建設設備㈱ 代)大石 徳昭	豊岡市但東町矢根1106	般・特-17 第650739号	一般 特定	電気工事業、消防施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年 9月 1日
㈱谷馬工務店 代)谷垣 典治	同 市城崎町湯島902	特-18 第650148号	特定	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年 2月28日
高山設備㈱ 代)高木 茂	同 市九日市上町320	般・特-16・ 17・20 第650384号	特定	土木工事業、水道施設 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年 3月15日
松本瓦店 代)松本 徳次	朝来市山内535-2	般-18 第600918号	一般	屋根工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 25日
㈱田中工業所 代)田中 一郎	美方郡新温泉町七釜80-1	般・特-18・ 20 第700475号	特定	土木工事業、とび・土 土工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月 16日
㈱三喜 代)才花 公子	洲本市五色町鮎原南谷 153-3	般-19 第801825号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業、 管工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 3日
㈱マルイチ 代)西島 信子	南あわじ市湊988	特-18 第801918号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年 2月10日
来田工務店 代)来田 貞香	淡路市深草40	般-18 第800219号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月 4日
㈱委文工務店 代)委文 親生	同 市佐野1141-1	般-18 第800981号	一般	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 10日
㈱武田組 代)武田 積	同 市生穂1846-1	特-18 第800292号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月 31日



兵庫県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月26日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 浜坂港浜坂停車場線	美方郡新温泉町芦屋字西ノノ445番から 同 郡同 町芦屋字高見235番まで	旧	8.0から 16.0まで	54.0	
		新	8.0から 20.0まで	54.0	



兵庫県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月26日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月26日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町三谷字樋之内17番1から 同 郡同 町三谷字樋之内27番1まで	旧	7.0から 10.0まで	100.0	
			7.0から 20.0まで	178.0	
	新	7.0から 10.0まで	100.0		



兵庫県告示第768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月26日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 篠 山 山 南 線	丹波市山南町村森字岡梨703番1から 同 市山南町岩屋字稲木ノ本981番1まで	旧	6.0から 64.0まで	1,231.0	
			18.0から 52.0まで	1,122.0	
	丹波市山南町村森字岡梨703番1から 同 市山南町井原字鐘田295番1まで	新	18.0から 52.0まで	1,122.0	



兵庫県告示第769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月26日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町三谷字樋之内18番1から 同 郡同 町三谷字樋之内6番3まで	旧	7.0から 12.0まで	82.0
		新	11.0から 13.0まで	82.0



兵庫県告示第770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年6月26日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成21年6月26日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 多可柏原線	丹波市山南町井原字廣富394番1から 同 市山南町村森字岡梨242番1まで	旧	6.0から 64.0まで	1,268.0	
		新	8.0から 52.0まで	1,453.0	

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成21年6月26日から次のとおり変更する。

平成21年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるものの概ね6万トン前後で推移しているが、かれい類、たちうお、さわら類、えび類は減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、中型いかつり等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は2万トン前後で推移しており、一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トンを維持するようになってきているものの、総じて減少傾向にあり、特に、いわし類、まあじ、さば類及びべにずわいがこの減少が著しい。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立

農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、早急に回復を図ることが必要な資源については、国及び本県が作成した資源回復計画に基づいた取組に関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成20年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まいわし	平成20年1月から平成20年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成20年7月から平成21年6月まで	若干
するめいか	平成20年1月から平成20年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成21年1月から平成21年12月まで	若干
まいわし	平成21年1月から平成21年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成21年7月から平成22年6月まで	若干
するめいか	平成21年1月から平成21年12月まで	若干

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成21年5月6日から 平成21年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成21年4月20日から 平成21年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のみさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要で

あることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、国が作成した「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。

県 議 会 事 務 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年 6月26日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 谷 口 勝 一

- 1 落札に係る役務の名称及び数量
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.82、No.83、No.84の制作等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県議会事務局調査課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年 5月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社神戸新聞総合印刷 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号
- 5 落札金額
31,440,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年 4月 3日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定及び既に指定した施設の指定を取消しした旨並びに既に指定した施設の所在地に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 6月26日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

表姫路市の項中

「

姫路市立長野総合センター	姫路市安富町長野101-2
--------------	---------------

」

を

「

姫路市立長野総合センター	姫路市安富町長野138-2
--------------	---------------

」

に改め、表明石市の項中

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上北会館	明石市大道町2丁目5-24
船上村財産区立船上中央会館	明石市硯町2丁目3-28
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

を

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

に改め、表篠山市の項中

「

住吉台コミュニティ消防センター	篠山市住吉台17-3
-----------------	------------

」

を

「

住吉台コミュニティ消防センター	篠山市住吉台17-3
ハートピアセンター	篠山市細工所117
西紀支所（2階多目的ホール）	篠山市宮田240
今田まちづくりセンター	篠山市今田町今田新田14-1

」

に改め、表淡路市の項中

「

淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5-4
------------	------------

」

を

「

淡路市立しづかホール	淡路市志筑新島5-4
岩屋保健福祉センター	淡路市岩屋1514-18
北淡震災記念公園セミナーハウス	淡路市小倉177

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第62号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 6月26日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上 寿 浩

表明石市の項中

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上北会館	明石市大道町2丁目5-24
船上村財産区立船上中央会館	明石市硯町2丁目3-28
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

を

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第63号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設に関し、既に指定した施設の指定を取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年 6 月 26 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

表明石市の項中

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上北会館	明石市大道町2丁目5-24
船上村財産区立船上中央会館	明石市硯町2丁目3-28
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

を

「

長坂寺村財産区立長坂寺会館	明石市魚住町長坂寺513-1
船上村財産区立船上南会館	明石市新明町9-11

」

に改める。

公 安 委 員 会 規 則

警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月 26 日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

兵庫県公安委員会規則第10号

警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則（昭和47年兵庫県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（携帯を禁止する護身用具）

第2条 警備業者及び警備員が、警備業務を行うに当たり携帯してはならない護身用具は、次に掲げる護身用具（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。

- (1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

- (2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が次の表の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。）

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

- (3) 刺股
 (4) 非金属製の楯
 (5) 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの

第4条（見出しを含む。）中「警戒杖」を「警戒じょう」に改め、同条第2号中「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）」を「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）」に、「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改め、「及び」の右に「同条第6号に規定する」を加える。

第5条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に警備業法第17条第2項において準用する同法第16条第2項の規定による届出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒及び警戒じょう（この規則による改正後の警備業者及び警備員に対する護身用具の携帯の禁止又は制限に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第2条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれを携帯することができる。

正 誤

○平成21年 3月31日付け（兵庫県公報第15号外）

決裁規程及び地方機関処務規程の一部を改正する訓令（平成21年兵庫県訓令第5号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から23	「局長」の右に「、医監」を加える。	「医療指導官」を「医監、医療指導官」に改める。
	下から10	「青少年課」に改め、同部財政課の項知事決裁事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、15の次に次のように加える。	「青少年課」に改め、同部総務課の項局長専決事項の欄を次のように改める。 自治法第287条の3の規定に基づき、競馬組合の議会の議決すべき事件のうち重要なものについての通知を受理すること。 別表第1 企画県民部の部財政課の項知事決裁事項の欄中14を削り、15を14とし、16を15とし、15の次に次のように加える。
2	上から20	別表第1 企画県民部の部人事課の項知事決裁事項14中「1に掲げる職員」を「防災監、会計管理者及び理事」に改め、同項部長専決事項の欄3の次に次のように加える。	別表第1 企画県民部の部新行政課の項局長専決事項の欄3の次に次のように加える。 4 職員提案の課題を決定すること。 別表第1 企画県民部の部人事課の項知事決裁事項14中「1に掲げる職員」を「防災監、会計管理者及び理事」に改め、同項部長専決事項の欄3の次に次のように加える。
38	下から18	5から10までを2から7までとする。	5から15までを2から12までとする。
	別表第1 県土整備部の部公営住宅課の項中	県営住宅整備事業の実施計画を定めること。	1 県営住宅整備事業の実施計画を定めること。 2 地方住宅供給公社法第27条第1項の規定に基づき、住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認すること。 3 地方住宅供給公社法第41条の規定に基づき、住宅供給公社の監督のための必要な命令をすること。 4 地方住宅供給公社法第42条第1項の規定に基づき、住宅供給公社にその業務の停止その他必要な措置を命ずること。



○平成21年 3月31日付け（兵庫県公報第15号外）

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（平成21年兵庫県訓令第6号）
中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
123	下から13	「健康福祉部社会福祉局総務課長」	「健康福祉部社会福祉局総務課長」 に、「産業労働部産業政策局産業政策 課長」を